

新型コロナを口実にATMへ誘導する還付金詐欺にご注意！

高齢者に自治体職員等のふりをして「健康保険料の還付がある」、「医療費の払い戻しがある」、「税金の還付がある」などと言い、還付金の受取手続きのため携帯電話とキャッシュカード等を持ってATM（現金自動預払機）に行くよう誘導し振り込みをさせようとする、「還付金詐欺」に関する相談が、全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

事例をご紹介します。

- ◆「3万円の還付金がある」と市役所を名乗る電話があり、口座のある銀行名を聞かれた。その後、その銀行を名乗り「新型コロナの影響で65歳以上は銀行に入れないのでショッピングセンターのATMに行くように」と電話があった。不審だ。（60歳代 女性）
- ◆役場を名乗る電話があり「介護保険料の返金がある。新型コロナの影響で返金期限が早まり手続きは今日までだ。携帯電話と通帳を持って銀行のATMへ行き、指定の電話番号に電話し指示どおりに操作するように」と言われたが詐欺ではないか。（60歳代 女性）

自治体などの公的機関や金融機関の職員が還付金手続きのためにATMの操作をするよう連絡することは絶対にありません。

「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。

新型コロナを口実にしてATMへ誘導する手口もみられます。最近、高額な治療を病院で受けた、税金の申告をしたなど、お金が返ってくことに心当たりがあっても、指示された番号に電話はかけず、自治体の担当部署に確認してください。

不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。（警察相談専用電話「#9110」消費者ホットライン「188」）

参考：国民生活センターHP